

事 務 連 絡

平成20年9月1日

秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年7月1日から4日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

秋 田 労 働 局

平成20年7月3日実施

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施要領の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

署業務計画（貴局管内各監督署における「業務計画」）については、局による指導・調整の下に策定しなければならないにもかかわらず、局による指導・調整が行われていない状況がみられた。

このため、署業務計画は局による指導・調整の下に策定されるよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

- (1) 上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、迅速・適正処理に関して以下のような問題がみられたので、局実施計画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

ア 調査計画書の作成

調査計画書には、個別具体的な調査項目、調査方法、調査時期等を明記すべきにもかかわらず、これらの事項が記載されていない状況がみられた。

イ 処理経過簿の記載

事案処理に関して局が指示・指導を行った事項については、保険給付の決定に重要な事項であるから、その事績を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない状況がみられた。

(2) 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係

資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていない状況がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

(3) 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項が履行されていない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、職員に当該文書を配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

さらに労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長や労働基準部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

(2) 監察の実施状況

通信監察の対象月については、不正受給等防止対策の観点から対象月の変更に係る検討を毎年行わなければならないにもかかわらず、毎年同じ月としている状況がみられた。

このため、対象月の変更の検討を行って実施すること。

(3) 監察実施後の措置

ア 監察終了の都度、行われるべき監察結果及び是正改善指示の口頭報告が労働保険徴収室長に対してなされていない状況がみられたので、労働保険徴収室長に口頭報告すること。

イ 署に対する指摘・指導事項は、労働保険徴収室長も参画の下に検討すべ

きにもかかわらず、労働保険徴収室長が参画していない状況がみられた。

このため、労働保険徴収室長も参画して組織的に検討する体制を整備すること。

ウ 監察結果報告書は、総務部長、労働基準部長、労働保険徴収室長も参画して作成すべきにもかかわらず、両部長、労働保険徴収室長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長、労働保険徴収室長も参画して検討する体制を整備すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

秋 田 労 働 局

平成20年7月4日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが不十分な状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

2 滞納処分の実施状況

ア 保険料を滞納する事業場に対しては、消滅時効の進行を中断するため、一部納付や債務承認等の手続を執らなければならないにもかかわらず、督促状送付以後、何ら有効な時効中断措置が執られず消滅時効が完成した事案がみられた。

このため、滞納事業場に対しては、一部納付や債務承認等の手続が執られないまま消滅時効が完成することのないよう適正に処理すること。

イ 保険料を滞納する事業場であって一部納付や債務承認に応じないものについては、計画的に財産調査を行った上で差押手続を行わなければならないにもかかわらず、預金や売掛金などの財産調査は19年度1事業場しか実施しておらず、差押え(参加差押えを含む)は19年度1件という状況がみられた。

このため、計画的に財産調査を実施し、差押えの措置を講ずること。

3 徴収業務に係る事務処理状況

(1) 局における問題

ア 現金領収証書について

現金領収に関して以下の問題がみられたので、それぞれ手引に基づく適正な処理を行うこと。

(ア) スタンプ領収を行う際は、納付書等の余白3片に収納責任者が押印し

なければならないにもかかわらず、押印漏れがみられた。

- (イ) 歳入歳出外現金領収証書の原符に主任収入官吏が検印しなければならないにもかかわらず、検印漏れがみられた。

イ 納付受託証券整理簿について

再委託した受託証券が完結した場合には納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」表記をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印が押印されていないものがみられた。

(2) 署における問題

署における事務処理において、以下のような問題がみられたので、局による指導を徹底すること。

ア 主任収入官吏代理の事務取扱い

主任収入官吏が1日以上不在のときは、主任収入官吏代理がその事務を代わって行わなければならないにもかかわらず、次の事務について主任収入官吏が取り扱うものと誤認して処理していた。

① 現金領収証書への検印

② 現金出納簿への決裁

イ 現金領収証書

収入官吏が現金領収証書等により領収した場合には、現金領収証書等の原符に主任収入官吏が検印しなければならないにもかかわらず、現金領収証書において主任収入官吏の検印漏れがみられた。

ウ 供用後の現金領収証書等の保管管理者は、主任収入官吏又は分任収入官吏が発令されている者のうち、役職の上位のものが指定されなければならないにもかかわらず、収入官吏が発令されていない次長が指定されていた。

エ 現金出納簿

領収が複数あった場合には、現金出納簿の摘要欄に外〇〇件と記載しなければならないにもかかわらず、その記載が漏れていた。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

秋田労働基準監督署

平成20年7月2日実施

【是正指示事項】

処理経過簿の記載

秋田局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、局からの指示・指導事項について、その内容を処理経過簿に記載することとなっているにもかかわらず、記載されていない状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

秋田労働基準監督署

平成20年7月2日実施

【是正指示事項】

1 徴収業務に係る事務処理状況

(1) 主任収入官吏代理の事務取扱い

主任収入官吏が1日以上不在のときは、主任収入官吏代理がその事務を代わって行わなければならないにもかかわらず、次の事務について主任収入官吏が取り扱うものと誤認して処理していたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

ア 現金領収証書への検印

イ 現金出納簿への決裁

(2) 現金領収証書

ア 収入官吏が現金領収証書等により領収した場合には、現金領収証書等の原符に主任収入官吏が検印しなければならないにもかかわらず、現金領収証書において主任収入官吏の検印漏れがみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

イ 供用後の現金領収証書等の保管管理者は、主任収入官吏又は分任収入官吏が発令されている者のうち、役職の上位のものが指定されなければならないにもかかわらず、収入官吏が発令されていない次長が指定されていたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

(3) 現金出納簿について

領収が複数あった場合には、現金出納簿の摘要欄に外〇〇件と記載しなければならないにもかかわらず、その記載が漏れていたため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

大曲労働基準監督署
平成20年7月1日実施

【是正指示事項】

処理経過簿の記載

秋田局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、局からの指示・指導事項及び署長の指示・指導事項について、その内容を処理経過簿に記載することとなっているにもかかわらず、記載されていない状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

大曲労働基準監督署

平成20年7月1日実施

【是正指示事項】

主任収入官吏代理の事務取扱い

主任収入官吏が1日以上不在のときは、主任収入官吏代理がその事務を代わって行わなければならないにもかかわらず、次の事務について主任収入官吏が取り扱うものと誤認して処理していたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

- 1 現金領収証書への検印
- 2 現金出納簿への決裁

事 務 連 絡

平成20年9月1日

山形労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年7月2日から4日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

山 形 労 働 局

平成20年7月3日実施

【是正指示事項】

1 調査計画の変更

当初策定した調査計画の完了予定年月日を超えて調査が継続することとなった場合等においては、当然、調査計画の見直しをすべきにもかかわらず、変更された調査計画書が作成されていない事案がみられた。

このため、局は署に対して当初の調査計画の完了予定年月日を超えて調査を継続する場合は変更した調査計画書を作成するよう署を指導すること。

2 処理経過簿の記載

事案処理に関して署長が指示・指導を行った事項及び局からの指示・指導事項は、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない事案がみられた。

このため、署長の行った指示・指導事項及び局からの指示・指導事項を処理経過簿に記載するよう署を指導すること。

3 OCR入力

山形署において、局実施計画に請求書は即日OCR入力しなければならないと定められているにもかかわらず、労働保険番号の変更を予定している等の理由で直ちに入力しなかったため入力が1か月遅延している事案がみられた。

このため、局は署に対して、局実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

山 形 労 働 局

平成20年7月4日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが行われていない状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、「職権成立対象事業台帳」を作成し、事前調査後の手続指導によっても自主的な加入手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

2 徴収業務に係る事務処理状況

(1) 収入官吏の命免

収入官吏等の命免は、収入官吏等命免簿の命免事項の欄に職名を記載して行わなければならないにもかかわらず、命免事項の欄が空白となっている状況がみられたので、命免事項の欄に職名を記載すること。

(2) 払込遅延

収入官吏は、現金又は証券を受領したときは、領収の日又はその翌日に日本銀行に払い込みしなければならないにもかかわらず、局において翌々日に払込まれる払込遅延が発生しているので、基本的事務処理の徹底を図り再発を防止すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

山形労働基準監督署

平成20年7月2日実施

【是正指示事項】

OCR入力

山形局が策定した「労災補償業務実施計画」において、請求書は即日OCR入力することとなっているにもかかわらず、労働保険番号の変更を予定している等の理由で直ちに入力しなかったため、入力が1か月遅延している事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

茨城労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年7月16日から18日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

1 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）においては、その中に署長による具体的な進行管理の手法等が明記されていなければならないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署への指示・指導

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、迅速・適正処理に関して以下のような問題がみられたので、局実施計画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

ア 署長の指示・指導

事案処理に関して、署長は処理状況に応じた調査等の実施方法及び時期等を明らかにした具体的かつ実効性のある指示を行わなければならないにもかかわらず、具体的な指示・指導が行われていない事案がみられた。

イ 調査計画書の作成

請求書受付後3か月を明らかに超えると認められた事案については、調査計画書を作成することとなっているにもかかわらず、これを行っていない事案がみられた。

ウ 処理経過簿の作成

請求書受付後3か月を明らかに超えると認められた事案については、処理経過簿を作成することとなっているにもかかわらず、これを行っていない事案がみられた。

エ 処理経過簿の記載

事案処理に関して署長が行った指示・指導事項及び局からの指示・指導事項については、保険給付の決定に重要な事項であることから、署長が行った指示・指導事項は処理経過簿の「進行管理状況」欄に、また、局から

の指示・指導事項は処理経過簿の「処理経過」欄に、その内容をそれぞれ記載すべきこととなっているにもかかわらず、記載していない状況がみられた。

(2) 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていない状況がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

中央労災補償業務監察結果

土浦労働基準監督署

平成20年7月17日実施

【是正指示事項】

1 調査計画書の作成

茨城局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、請求書受付後3か月を明らかに超えると認められた事案については、調査計画を策定しなければならないにもかかわらず、これを行っていない状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

2 処理経過簿の作成

茨城局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、請求書受付後3か月を明らかに超えると認められた事案については、処理経過簿を作成しなければならないにもかかわらず、これを行っていない状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

3 処理経過簿の記載

茨城局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、署長が行った指示・指導事項は処理経過簿の「進行管理状況」欄に、また、局からの指示・指導事項は処理経過簿の「処理経過」欄に、その内容をそれぞれ記載することとなっているにもかかわらず、記載していない事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

土浦労働基準監督署

平成20年7月17日実施

【是正指示事項】

現金領収証書

収入官吏が現金領収証書等により領収した場合には、現金領収証書等の原符に主任収入官吏が検印しなければならないにもかかわらず、現金領収証書において主任収入官吏の検印漏れがみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

筑西労働基準監督署

平成20年7月16日実施

【是正指示事項】

処理経過簿の記載

茨城局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、署管理者は迅速・適正処理のため具体的指示・指導を行い、処理経過簿の「進行管理状況」欄に記載することとなっているにもかかわらず、具体的な内容となっていない事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

筑西労働基準監督署

平成20年7月16日実施

【是正指示事項】

現金出納簿

主任収入官吏代理の事務取扱いがある場合には、現金出納簿の「摘要」欄に「代理開始」「代理終止」と記載しなければならないにもかかわらず、この記載がないものがみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

石川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年6月12日から13日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

石 川 労 働 局

平成20年6月13日実施

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施計画の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

署業務計画（貴局管内各監督署における「労災補償・適用徴収業務実施要領」）については、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署業務計画の策定が前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、迅速・適正処理に関して以下のような問題が見られたので、局実施計画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

(1) 調査計画書の作成

調査計画書には、個別具体的な調査項目、調査方法、調査時期等を明記すべきにもかかわらず、これらの事項が記載されていない状況がみられた。

また、精神事案の一部には調査計画書がまったく作成されていない状況がみられた。

(2) 調査計画の変更

当初策定した調査計画の完了予定年月日を超えて調査が継続することとなった場合等においては、当然、調査計画の見直しをすべきにもかかわらず、変更された調査計画書が作成されていない状況がみられた。

(3) 処理経過簿の記載

事案処理に関して局が指示・指導を行った事項については、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない状況がみられた。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長や労働基準部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

(2) 監察実施後の措置

ア 監察終了の都度行われるべき監察結果の口頭報告が総務部長に対してなされず、また、是正改善指示文書、監察結果報告書についても総務部長が関与していない状況がみられた。

このため、監察実施後の措置を決定する体制を見直すこと。

イ 法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理については、署に対して文書により是正改善を指示すべきにもかかわらず、特段の理由もなく、口頭指導にとどまっている事案がみられた。

このため、監察の結果、是正改善を要する事案については、文書により是正改善指示を行い、期限を定めて是正改善状況を文書で報告させ、その状況を確認すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

小松労働基準監督署

平成20年6月12日実施

【是正指示事項】

調査計画書の作成

石川局の策定した「迅速処理のためのフローチャート」においては、脳心・精神・石綿等の事案については、署長は、必ず、請求書受付後2週間以内に調査計画策定のための事案検討会を開催し、調査計画書を作成して局に送付することとなっているにもかかわらず、事案検討会における調査計画の検討が行われていない状況が見られた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

福井労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年6月5日から6日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

福 井 労 働 局

平成20年6月6日実施

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施計画の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施計画及び業務運営要領」並びに「労災保険給付請求事案の長期未決対策要綱」）においては、その中に調査計画書の作成手順等が明記されていないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

署業務計画（貴局管内各監督署における「業務実施計画」）については、局による指導・調整の下に策定しなければならないにもかかわらず、この指導・調整が行われていない状況がみられた。

このため、署業務計画は、局による指導・調整の下に策定されるよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、迅速・適正処理に関して以下のような問題がみられたので、局実施計画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

(1) 調査計画書の作成

調査計画は遅滞なく策定しなければならないにもかかわらず、作成が2か月程遅延したことにより、調査の着手遅れが生じた事案がみられた。

また、調査の着手遅れが生じた事案に対して行った局から署への指導事項について、局がその履行状況を確認すべきにもかかわらず、履行状況を確認していない状況がみられた。

(2) 処理経過簿の記載

事案処理に関して局が指示・指導を行った事項については、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず

らず、記載していない状況がみられた。

3 監察の実施状況

机上監察と通信監察の対象月については、不正受給等防止対策の観点から対象月の変更に係る検討を行わなければならないにもかかわらず、毎年同じ月としている状況がみられた。

このため、対象月の変更の検討を行って実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

福井労働基準監督署

平成20年6月5日実施

【是正指示事項】

スタンプ領収の取扱

スタンプ領収の取扱日については、手引において、「来客が集中すると予想される年度更新時期における納期限前1週間程度及び納期限後における集合徴収日であって相当程度の領収が見込まれる時」となっているにもかかわらず、年更期間全てを取扱日としている状況がみられた。

このため、局と協議の上、手引に沿った適切な取扱いをすること。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

長野労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年7月15日から18日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

長 野 労 働 局

平成20年7月17日実施

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施要領の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要綱」）においては、その中に①署長による具体的な進行管理の手法、②局による指示・支援体制等が明記されていなければならないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

署業務計画（貴局管内各監督署における「業務実施計画」）については、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署業務計画の策定を前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、迅速・適正処理に関して以下のような問題がみられたので、局実施計画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

(1) 調査計画書の作成

調査計画書には、個別具体的な調査項目、調査方法、調査時期等を明記すべきにもかかわらず、これらの事項が記載されていない状況がみられた。

(2) 調査計画の変更

当初策定した調査計画の完了予定年月日を超えて調査を継続することとなった場合等においては、調査計画の見直しをすべきにもかかわらずされていない状況がみられた。

(3) 処理経過簿の記載

事案処理に関して局が指示・指導を行った事項及び事案検討会で決定した事項は、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない状況がみられた。

3 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている労働基準部長によるヒアリングが行われていない状況がみられた。

このため、労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

4 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長や労働基準部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

(2) 監察実施後の措置

監察結果報告書は、総務部長、労働基準部長も参画して作成すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

長 野 労 働 局

平成20年7月18日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが行われていない状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、「職権成立対象事業台帳」を作成し、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

2 滞納処分の実施状況

ア 保険料を滞納する事業場に対しては、消滅時効の進行を中断するため、一部納付や債務承認等の手続を執らなければならないにもかかわらず、督促状送付以後、何ら有効な時効中断措置が執られず消滅時効が完成した事案がみられた。

このため、滞納事業場に対しては、一部納付や債務承認等の手続が執られないまま消滅時効が完成することのないよう、適正に処理すること。

イ 保険料を滞納する事業場であって一部納付や債務承認に応じないものについては、計画的に財産調査を行った上で差押手続を行わなければならないにもかかわらず、預金や売掛金などの財産調査はほとんど実施しておらず、差押えは19年度1件という状況がみられた。

このため、計画的に財産調査を実施して、差押え(参加差押えを含む)等の措置を講ずること。

3 徴収業務に係る事務処理状況

(1) 局における問題

ア 現金出納簿について

領収が複数あった場合には、現金出納簿の摘要欄に外〇〇件と記載しなければならないにもかかわらず、その記載が漏れていたものがみられたので、手引に基づき、記載すること。

イ 納付受託証券整理簿について

再委託した受託証券が完結した場合には納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」表記をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印が押印されていない状況がみられたので、手引に基づき、適正に処理すること。

(2) 署における問題

署における事務処理において、以下のような問題がみられたので、局による指導を徹底すること。

ア 主任収入官吏事務取扱補助者の命免

主任収入官吏の事務取扱補助者は原則複数名任命しなければならないにもかかわらず、1名のみ任命されている状況がみられた。

イ 現金領収証書

歳入歳出外現金領収証書等の原符に主任収入官吏が検印しなければならないにもかかわらず、歳入歳出外現金領収証書には主任収入官吏の検印が全く押印されていない状況がみられた。

ウ 現金出納簿

領収が複数あった場合には、現金出納簿の摘要欄に外〇〇件と記載しなければならないにもかかわらず、その記載が漏れていたものがみられた。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

長野労働基準監督署

平成20年7月16日実施

【是正指示事項】

調査計画の変更

長野局が策定した「労災補償業務実施要綱」において、把握できた事実等から、その裏付けとなる調査の検討等、段階を追って調査計画の見直し・検討を行うこととされているにもかかわらず、変更された調査計画書が作成されていない事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

上田労働基準監督署

平成20年7月15日実施

【是正指示事項】

1. 主任収入官吏の事務取扱補助者の命免

主任収入官吏の事務取扱補助者は原則複数名任命しなければならないにもかかわらず、1名のみ任命されている状況がみられたので、複数名任命すること。

2. 現金領収証書

歳入歳出外現金領収証書等の原符に主任が検印しなければならないにもかかわらず、歳入歳出外現金領収証書には主任の検印が全く押印されていない状況がみられたので、適正に処理すること。

3. 現金出納簿

領収が複数あった場合には、現金出納簿の摘要欄に外〇〇件と記載しなければならないにもかかわらず、その記載が漏れていたものがみられたので、手引に基づき、記載をすること。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年7月23日から25日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

静 岡 労 働 局

平成20年7月25日実施

【是正指示事項】

1 署業務計画の策定状況

署業務計画については、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署業務計画の策定が前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 局実施計画の徹底

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）については、平成19年度においておおむね整備されているところであるが、各署の事務処理においては、これが徹底されていない状況がみられた。

また、個別の事案についての局における事案の把握や指導・支援が行われていない状況がみられた。

このため、局実施計画の確実な実施について関係職員に対する指導を徹底するとともに、個別事案の把握を的確に行い、署に対する必要な指導・支援を行うこと。

(2) 事案検討会の開催

脳・心臓疾患、精神障害・自殺等の複雑困難事案及び調査項目が多岐にわたる事案について、署長は、署事案検討会を開催することとなっているにもかかわらず、これが実施されていない状況がみられた。

このため、調査が多岐にわたる複雑困難事案については署事案検討会を開催するよう署を指導すること。

(3) 署長の指示・指導

事業場の関係者が調査に応じないため処理が遅延した事案がみられたにもかかわらず、署長が適切な指示をしていない状況がみられた。

このため、事業場の関係者が調査に応じないなど、調査の進展に問題が生じた場合においては、適切な指示をするよう署長を指導すること。

(4) 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていない状況がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

3 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項が履行されていない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、職員に当該文書を配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

さらに労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

4 地方監察結果報告書の活用状況

地方監察結果報告書は、署長に対して内容を説明すべきにもかかわらず、配布にとどまっている状況がみられた。

このため、報告書の内容が署長に十分理解されるよう、会議等の場で説明すること。

中央労災補償業務監察結果

浜松労働基準監督署

平成20年7月24日実施

【是正指示事項】

1 署業務計画の策定状況

静岡局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、署業務計画（貴局管内各監督署における「署業務実施計画」）については、3月末までに策定することとされているにもかかわらず、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署長の指示・指導

事業場の関係者が調査に応じないため処理が遅延している状況にもかかわらず、署長が適切な指示をせずに処理が進まない事案がみられた。

このため、署長は、事業場の関係者が調査に応じないなど、調査の進展に問題が生じた場合においては、適切な指示をすること。

(2) 局実施計画に基づく業務処理

署においては、静岡局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき各種業務が実施されなければならないにもかかわらず、以下のような状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

ア 調査計画書の作成

脳心事案、精神障害・自殺事案等の複雑困難事案においては、請求書受付後10日以内に署検討会議を開催し、調査計画書を作成することされているにもかかわらず、請求書受付後2か月程度経過してから作成されている事案がみられた。

イ 処理経過簿の作成

調査項目が多岐にわたる複雑困難事案については直ちに処理経過簿が作成されることになっているにもかかわらず、請求書受付から6か月経過後に処理経過簿が作成されていた事案がみられた。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

浜松労働基準監督署

平成20年7月24日実施

【是正指示事項】

払込遅延

収入官吏は、現金又は証券を受領したときは、領収の日又はその翌日に日本銀行に払い込みしなければならないにもかかわらず、署において払込遅延が発生しているので、基本的事務処理の徹底を図り、再発を防止すること。

中央労災補償業務監察結果

沼津労働基準監督署

平成20年7月23日実施

【是正指示事項】

1 署業務計画の策定状況

静岡局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、署業務計画（貴局管内各監督署における「署業務実施計画」）については、3月末までに策定することとされているにもかかわらず、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

署においては、静岡局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき各種業務が実施されなければならないにもかかわらず、以下のような状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

(1) 事案検討会の開催

脳・心臓疾患、精神障害・自殺等の複雑困難事案及び調査項目が多岐にわたる事案について、署長は、署事案検討会を開催することとなっているにもかかわらず、脳・心臓疾患事案について実施されていない事案がみられた。

(2) 処理経過簿の記載

処理経過簿は、担当者が作成後、調査計画に基づいた実施状況を記載のうえ、当該未決事案に関係したすべての書類とともに署長決裁を月1回以上受けることとなっているにもかかわらず、処理経過簿作成後3か月間署長決裁を受けていない事案がみられた。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災管理課

主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年6月11日から13日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

三 重 労 働 局

平成20年6月13日実施

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施要領の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施細目」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

局実施計画において、署業務計画（貴局における「業務実施計画」）については、前年度末までに策定することとしているにもかかわらず、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署業務計画の策定が前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 請求書受付後の処理

遺族給付及び障害給付の請求書についても、受付後直ちに事案担当者を決
定し、調査に着手すべきにもかかわらず、担当者の決定を遅らせ、調査が実
施されない状況がみられた。

このため、給付請求書を受け付けた場合には、直ちに事案担当者を決
定し、調査に着手する体制を確立するよう署を指導すること。

(2) 署への指示・指導

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因と
して、迅速・適正処理に関して以下のような問題がみられたので、局実施計
画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

ア 調査計画の変更

当初策定した調査計画の完了予定時期を超えて調査が継続するとなった場合においては、当然、調査計画を見直すべきにもかかわらず、変更された調査計画書が作成されていない事案がみられた。

イ 処理経過簿の記載

事案処理に関して署長が指示・指導を行った事項及び局からの指示・指導事項は、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない事案がみられた。

(3) 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていない状況がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

(4) OCR入力

局が策定した「労災補償業務実施細目」において、請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理しなければならないにもかかわらず、入力が3か月遅延し、その間、管理者が未入力であることを把握していない事案がみられた。

このため、請求書のOCR入力が遅延することのないよう、入力体制を確立するとともに、未決リスト等を活用したチェック体制を整備するよう署を指導すること。

3 監察の実施状況

通信監察における受任者払事案において、請求人の居所が不明の事案については、事業場に対して調査を行い、請求人への賃金支払い、従事状況等の確認を行うべきにもかかわらず、何も調査を行わず調査を終了している状況がみられた。

このため、請求人の居所が不明の場合は、事業主や関係機関への調査等を行い、不正受給事実がないことを確認すること。

【是正指示事項】

1 署業務計画の策定状況

三重局が策定した「労災補償業務実施細目」において、署業務計画(三重局における「業務実施計画」)を前年度末までに策定しなければならないこととなっているにもかかわらず、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 請求書受付後の処理

遺族給付及び障害給付の請求書についても、受付後直ちに事案担当者を決定し、調査に着手すべきにもかかわらず、担当者の決定を遅らせ、調査が実施されない状況がみられた。

このため、遺族給付及び障害給付の請求書についても受付後直ちに事案担当者を決定のうえ、調査に着手できるよう事務処理体制を見直すこと。

(2) 処理経過簿の記載

三重局が策定した「労災補償業務実施細目」において、署長は処理経過簿及び「各(補償)給付請求書進行管理表」(付表2)の所定欄に具体的な指示・指導事項を記載することとなっているにもかかわらず、「指示事項」欄に記載されている内容が具体的でないものがみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

四日市労働基準監督署

平成20年6月12日実施

【是正指示事項】

分任収入官吏の命免

人事異動により転出し、収入官吏等の職務に携わらなくなった場合は、免職発令をしなければならないにもかかわらず、転出した主任歳入歳出外現金出納管理事務取扱補助者の免職発令がされていない状況にあるので、直ちに発令し、今後は通達等に基づく適正な事務処理を行うこと。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

熊野労働基準監督署

平成20年6月11日実施

【是正指示事項】

OCR入力

三重局が策定した「労災補償業務実施細目」において、請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理しなければならないにもかかわらず、入力が3か月遅延し、その間、管理者が未入力であることを把握していない事案がみられた。

このため、請求書のOCR入力が遅延することのないよう、入力体制を確立するとともに、未決リスト等を活用したチェック体制を整備すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

熊野労働基準監督署

平成20年6月11日実施

【是正指示事項】

分任収入官吏の命免

主任収入官吏の事務取扱補助者は原則複数名任命しなければならないにもかかわらず、1名のみ任命されている状況がみられたので、複数名任命すること。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

兵庫労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災管理課

主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年7月8日から11日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

兵 庫 労 働 局

平成20年7月11日実施

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施計画の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災保険業務実施要綱」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

署業務計画については、局による指導・調整の下、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、局実施計画において、依然として4月に策定することとしていたため、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署業務計画の策定が前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 労災保険関係請求書等の管理・保管

署において、請求人から提出された労災保険関係請求書等の所在不明（紛失）事案が発生したことから、局による指示・指導の下、発生原因の究明及び分析を行った上で、徹底した再発防止策を講ずること。

(2) 署への指示・指導

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、迅速・適正処理に関して以下のような問題がみられたので、局実施計画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

ア 署長の指示・指導

事案処理に関して、署長は処理状況に応じた調査等の実施方法及び時期等を明らかにした具体的かつ実効性のある指示を行い、処理経過簿に記載

しなければならないにもかかわらず、具体的な指示・指導が行われていない事案がみられた。

イ 調査計画書の作成

脳・心臓疾患事案、精神障害等事案、石綿関連疾患事案等の調査事項が多岐にわたる事案については、請求書受付後、署長が加わった事案検討会を遅滞なく開催し、調査計画を作成しなければならないにもかかわらず、請求書受付から数か月経過して作成されている状況がみられた。

また、脳・心臓疾患事案の一部には調査計画書がまったく作成されていない事案がみられた。

ウ 調査計画の変更

当初策定した調査計画の完了予定年月日を超えて調査を継続することとなった場合等においては、当然、調査計画の見直しをすべきにもかかわらず、変更された調査計画書が作成されていない事案がみられた。

エ 処理経過簿の記載

事案処理に関して局が指示・指導を行った事項については、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない状況がみられた。

(3) 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていない状況がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

(4) 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項が履行されていない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、職員に当該文書を配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

さらに労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理につ

いて事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長や労働基準部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

(2) 監察実施後の措置

法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理については、署に対して「労災補償業務等監察是正・改善状況報告」を要する文書指摘を行うべきであるにもかかわらず、特段の理由もなく、これを要さない文書指導にとどまっている事案がみられた。

このため、監察の結果、是正改善を要する事案については、「労災補償業務等監察是正・改善状況報告」を要する文書指摘を行い、期限を定めて是正改善状況を文書で報告させ、その状況を確認すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

神戸西労働基準監督署

平成20年7月10日実施

【是正指示事項】

処理経過簿の記載

兵庫局が策定した「労災保険業務実施要綱」においては、署管理者等は的確かつ具体的な指示を行い、処理経過簿にその指示・指導内容を記載することとなっているにもかかわらず、記載されていない事案がみられた。

このため、署長は局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

姫路労働基準監督署

平成20年7月9日実施

【是正指示事項】

調査計画書の作成

兵庫局が策定した「労災保険業務実施要綱」において、脳・心臓疾患事案については調査計画書を作成することとなっているにもかかわらず、作成されていない事案がみられた。

このため、署長は局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

相生労働基準監督署

平成20年7月8日実施

【是正指示事項】

署長の指示・指導

兵庫局が策定した「労災保険業務実施要綱」において、署長は的確かつ具体的な指示を行い、処理経過簿に記載することとなっているにもかかわらず、具体的な指示・指導が行われていない事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分に理解するとともに指示に当たっては的確かつ具体的な指示を行うこと。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

和歌山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年6月25日から27日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署長の指示・指導

事案処理に関して、署長は処理状況に応じた調査等の実施方法及び時期等を明らかにした具体的かつ実効性のある指示を行い、処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、具体的な指示・指導が行われていない事案がみられた。

局は、署長に対し指示に当たっては実施方法及び時期等を明らかにした指示を行うよう指導すること。

(2) 調査計画書の作成

脳・心臓疾患事案、精神障害等事案、石綿関連疾患事案等の調査事項が多岐にわたる事案については、請求書受付後、署長が加わった事案検討会を遅滞なく開催し、調査計画を策定しなければならないにもかかわらず、請求書受付から3か月経過及び5か月経過して調査計画書が作成されている事案がみられた。

このため、調査が多岐にわたる事案の請求受付後遅滞なく事案検討会を開催し、調査計画書を作成するよう署を指導すること。

(3) 処理経過簿の記載

事案処理に関して署長が指示・指導を行った事項及び局からの指示・指導事項は、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない事案がみられた。

このため、署長の行った指示・指導事項及び局からの指示・指導事項を処理経過簿に記載するよう署を指導すること。

(4) OCR入力

請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理しなければならないにもかかわらず、遅延している事案がみられた。

このため、請求書のOCR入力が遅延することのないよう事務処理体制の整備について署を指導すること。

(5) 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていない状況がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

(6) 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項が履行されていない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を労働基準部長に提出し、労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

2 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察実施後の措置

ア 監察終了の都度行われるべき監察結果の口頭報告が総務部長に対してなされていない状況がみられたので、総務部長に対して口頭報告を実施すること。

イ 法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理については、署に対して文書により是正改善を指示すべきにもかかわらず、特段の理由もなく、口頭指導にとどまっている事案がみられた。

このため、監察の結果、是正改善を要する事案については、文書により是正改善指示を行い、期限を定めて是正改善状況を文書で報告させ、その状況を確認すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

和歌山労働局

平成20年6月27日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

- (1) 局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが不十分な状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

- (2) 「労働保険適用指導員庁外活動報告書」は、労働保険適用指導員執務準則に基づき、遅滞なく局長に報告しなければならないにもかかわらず、報告されていない状況がみられた。

このため、遅滞なく局長に報告を行う体制を整備すること。

2 徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏は、現金又は証券を受領したときは、領収の日又はその翌日に日本銀行に払い込みしなければならないにもかかわらず、局において払込遅延が発生しているので、基本的事務処理の徹底を図り、再発を防止すること。

3 労働保険事務組合に対する監督・指導の状況

労働保険事務組合に対する監督・指導の復命書について、局長決裁を受けなければならないにもかかわらず、総務部長決裁にとどまっている状況がみられたので、局長決裁を受けること。

【是正指示事項】

1 調査計画書の作成

和歌山局が策定した「平成19年度労災補償業務実施要領」においては、調査計画書の作成時期について明示されていないものの、調査計画は調査を効率的に行い、進捗状況を管理するために策定するという目的からすると遅滞なく策定すべきであるにもかかわらず、請求書受付から2か月経過して作成されている事案がみられた。

このため、署長は調査が多岐にわたる事案の請求受付後遅滞なく事案検討会を開催し、調査計画書を作成すること。

2 OCR入力

請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理しなければならないにもかかわらず、遅延している事案がみられた。

このため、請求書のOCR入力が遅延することのないよう事務処理体制を整備すること。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

鳥取労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災管理課

主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年6月18日から20日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

1 処理経過簿の記載

事案処理に関して署長が指示・指導を行った事項、事案検討会での決定事項及び局からの指示・指導は、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない事案がみられた。

このため、署長が行った指示・指導事項、事案検討会での決定事項及び局からの指示・指導を処理経過簿に記載するよう署を指導すること。

2 OCR入力

請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理しなければならないにもかかわらず、遅延している事案がみられた。

このため、請求書のOCR入力が遅延することのないよう事務処理体制の整備について署を指導すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

鳥 取 労 働 局

平成20年6月20日実施

【是正指示事項】

労働保険の未手続一掃対策の実施状況

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが不十分な状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

中央労災補償業務監察結果

倉吉労働基準監督署
平成20年6月18日実施

【是正指示事項】

1 署長の指示・指導

鳥取局が策定した「労災補償業務実施要領」において、署長は長期未決事案（受付後1か月以上分）については定期的に進ちよく状況を把握し適切な進管理に努めることとされているにもかかわらず、2か月間にわたり調査に着手していない事案がみられた。

このため、署長は事案検討会等において事案の進ちよく状況を把握し、着手遅れに対し適切な指示を行う等進管理をすること。

2 OCR入力

請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理しなければならないにもかかわらず、遅延している事案がみられた。

このため、請求書のOCR入力が受付当日又は翌日までに完了するよう事務処理体制を整備すること。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

高知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年6月25日から27日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

1 局実施計画の周知状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）については、平成20年度版において長期未決対策が整備されたところではあるが、未だに十分な周知が図られていない状況がみられた。

このため、速やかに関係職員に対して周知徹底すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

上記1で指摘したとおり、局実施計画が周知されていないこと等を要因として迅速・適正処理に関して以下のような問題がみられたので、局実施計画の周知と併せて、局による指導を徹底すること。

(1) 署への指示・指導

ア 調査計画書の作成

平成19年度の局実施計画においても、脳心事案・精神障害事案については請求書受付後2週間以内に調査計画書の写しを局に送付することとなっているにもかかわらず、調査計画書の作成が1か月後となっている事案がみられた。

イ 調査計画の変更

当初策定した調査計画の完了予定年月日を超えて調査を継続することとなった場合等においては、当然、調査計画の見直しをすべきにもかかわらず、変更された調査計画書が作成されていない事案がみられた。

(2) 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていない状況がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

3 監察実施後の措置

監察の結果、是正改善を要すると認められた事項については、地方監察実施後速やかに是正改善指示を行うとともに、遅くとも年度内に改善報告を提出するよう指示すべきにもかかわらず、実地監察を12月に実施後、翌年度4月に是正改善の指示文書を発出していた状況がみられた。

このため、監察計画の検討においては、監察実施後の措置に係る検討スケジュールや改善報告の提出時期等も考慮に入れて計画すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

高 知 労 働 局

平成20年6月26日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

(1) 職権成立の対象

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが不十分な状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

(2) 職権成立の実施

事前調査後の手続指導においても加入手続を拒否する場合には、直ちに収集した情報に基づき職権成立手続及び認定決定を行うべきであるにもかかわらず、自主成立の予定日から約3か月間未手続となっている状況がみられた。

このため、職権成立手続及び認定決定を直ちに実施すること。

2 滞納処分の実施状況

保険料を滞納する事業場であって一部納付や債務承認に応じないものについては、計画的に財産調査の上、差押え手続きを行わなければならないにもかかわらず、預金や売掛金などの財産調査は19年度2件しか実施しておらず、差押え(参加差押えを含む)は過去3年度実施していない状況がみられた。

このため、計画的に財産調査を実施して、差押え(参加差押えを含む)等の措置を講ずること。

3 徴収業務に係る事務処理状況

(1) 現金領収証書

分任収入官吏の現金領収証書に主任収入官吏の検印が漏れていたもので、通達に基づく適正な処理を行うこと。

(2) 現金出納簿

ア 主任収入官吏代理の事務取扱いを開始していることから代理者による決裁が行わなければならないにもかかわらず、主任収入官吏が決裁している状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

イ 収入官吏が金融機関への払込みをしたときは、その都度、主任収入官吏までの決裁を受けなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の現金出納簿において、払込みしたときの主任収入官吏までの決裁を受けていない状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

(3) 納付受託証券整理簿

再委託した受託証券が完結した場合には納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」表記をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印が押印されていない状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

中央労災補償業務監察結果

高知労働基準監督署
平成20年6月25日実施

【是正指示事項】

1 調査計画書の作成

高知局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、脳心事案・精神障害事案について請求書受付後2週間以内に調査計画書の写しを局に送付しなければならいにもかかわらず、調査計画書の作成が1か月後となっている事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

2 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていない状況がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理を徹底すること。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

佐賀労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年6月5日から6日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

佐 賀 労 働 局

平成20年6月6日実施

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施計画の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

署業務計画（貴局管内各監督署における「労災補償業務年間計画」）については、局による指導・調整の下、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、局実施計画において、依然として4月に策定することとしていたため、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署業務計画の策定が前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 事案の把握

長期末決事案について、局は処理経過や問題点を把握し、事案処理のために必要な指導を署に対して行わなければならないにもかかわらず、把握及び指導がされていない状況がみられた。

このため、局による事案の把握及び指導の体制を整備すること。

(2) 署への指示・指導

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、迅速・適正処理に関して以下のような問題がみられたので、局実施計画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

ア 調査計画書の作成

調査計画書には、個別具体的な調査項目、調査方法、調査時期等を明記

すべきにもかかわらず、これらの事項が記載されていない状況がみられた。

イ 調査計画の変更

当初策定した調査計画の完了予定年月日を超えて調査を継続することとなった場合等においては、当然、調査計画の見直しをすべきにもかかわらず、変更された調査計画書が作成されていない状況が見られた。

ウ 処理経過簿の記載

事案処理に関して署長が指示・指導を行った事項については、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない状況がみられた。

(3) 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている労働基準部長によるヒアリングが行われていない状況がみられた。

このため、労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

ア 監察計画は、総務部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、総務部長が参画していない状況がみられた。

このため、総務部長も参画して検討する体制を整備すること。

イ 監察計画の大要については、年度当初において署長に通知しなければならないにもかかわらず、計画策定が遅れたため、5月に通知している状況がみられた。

このため、監察計画は、計画の大要を年度当初において署長に通知できるよう策定すること。

(2) 監察実施後の措置

ア 監察終了の都度、局長等に対して口頭報告がなされなければならないにもかかわらず、労災補償課長にのみ行われていた状況がみられたので、局長等に対して口頭報告を実施すること。

イ 署に対する指摘・指導事項は、労働保険徴収室長も参画の下に検討すべきにもかかわらず、労働保険徴収室長が参画していない状況がみられた。

このため、労働保険徴収室長も参画して組織的に検討する体制を整備す

ること。

ウ 法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理については、署に対して文書により是正改善を指示すべきにもかかわらず、特段の理由もなく、口頭指導にとどまっている事案がみられた。

このため、監察の結果、是正改善を要する事案については、文書により是正改善指示を行い、期限を定めて是正改善状況を文書で報告させ、その状況を確認すること。

中央労災補償業務監察結果

武雄労働基準監督署

平成20年6月5日実施

【是正指示事項】

1 調査計画書の作成

佐賀局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、必要な関係資料の収集先、調査先、聴取対象者を選定し、実施時期、順序等無駄を省いた効率的な調査の実施に配慮した具体的な調査計画を策定することとなっているにもかかわらず、これらの事項が記載されていない状況が見られた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

2 調査計画の変更

佐賀局が策定した「労災補償業務実施要領」においては、調査事項の追加や見直しを随時行うこととなっているにもかかわらず、変更された調査計画書が作成されていない事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

武雄労働基準監督署

平成20年6月5日実施

【是正指示事項】

スタンプ領収の取扱

管理責任者は、領収スタンプを全く使用しなくなった場合、当該スタンプを物品管理官へ返納しなければならないにもかかわらず、返納されていないので、手引に基づく適正な事務処理を行うこと。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

大分労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年7月23日から25日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

大 分 労 働 局

平成20年7月24日実施

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施計画の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

署業務計画については、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署業務計画の策定が前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署への指示・指導

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、迅速・適正処理に関して以下のような問題がみられたので、局実施計画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

ア 署長の指示・指導

事案処理に関して、署長は処理状況に応じた調査等の実施方法及び時期等を明らかにした具体的かつ実効性のある指示を行い、処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、具体的な指示・指導が行われていない事案がみられた。

イ 調査計画書の作成

調査計画書には、個別具体的な調査項目、調査方法、調査時期等を明記すべきにもかかわらず、これらの事項が記載されていない状況がみられた。

ウ 調査計画の変更

当初策定した調査計画の完了予定年月日を超えて調査を継続することとなった場合等においては、当然、調査計画の見直しをすべきにもかかわらず、変更された調査計画書が作成されていない事案がみられた。

エ 処理経過簿の記載

事案処理に関して局が指示・指導を行った事項については、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない状況がみられた。

(2) 年金業務関係

年金給付に係る入力処理においては、OCRが正しく決議書の内容を読み取っているか確認作業を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていなかったことを原因とする基本権取消事案がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

(3) 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている事項が履行されていない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を職員に配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

ア 監察計画は、総務部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、総務部長が参画していない状況がみられた。

このため、総務部長も参画して検討する体制を整備すること。

イ 監察計画の大要については、年度当初において署長に通知しなければならないにもかかわらず、計画策定が遅れたため、5月に通知している状況がみられた。

このため、監察計画は、計画の大要を年度当初において署長に通知できるよう策定すること。

(2) 監察実施後の措置

法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理については、署に対して文書により是正改善を指示すべきにもかかわらず、特段の理由もなく、口頭指導にとどまっている事案がみられた。

このため、監察の結果、是正改善を要する事案については、文書により是正改善指示を行い、期限を定めて是正改善状況を文書で報告させ、その状況を確認すること。

(3) 中央及び地方監察結果報告書の活用状況

中央及び地方監察結果報告書は、署長に対して内容を説明すべきにもかかわらず、配布にとどまっている状況がみられた。

このため、両報告書の内容が署長に十分理解されるよう、会議等の場で説明すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

大 分 労 働 局

平成20年7月25日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

- (1) 局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが不十分な状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

- (2) 「労働保険適用指導員庁外活動報告書」は、労働保険適用指導員執務準則に基づき、遅滞なく局長に報告しなければならないにもかかわらず、報告されていない状況がみられた。

このため、遅滞なく局長に報告を行う体制を整備すること。

2 滞納処分の実施状況

保険料を滞納する事業場であって一部納付や債務承認に応じないものについては、計画的に財産調査を行った上で差押手続を行わなければならないにもかかわらず、預金や売掛金などの財産調査は19年度1件しか実施しておらず、差押え(参加差押えを含む)は19年度0件という状況がみられた。

このため、計画的に財産調査を実施して、差押え(参加差押えを含む)等の措置を講ずること。

3 徴収業務に係る事務処理状況

- (1) 局における問題

ア 現金領収証書

氏名、住所の誤り等で書損処理しなければならないにもかかわらず、訂正して使用していた状況がみられた。

このため、各収入官吏は手引に基づく適正な処理を行うとともに、労働保険徴収室長は、確実な確認処理を行うこと。

イ 納付受託証券整理簿

再委託した受託証券が完結した場合には納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」表記をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印が押印されていない状況がみられたので、手引に基づき適正に処理すること。

ウ 払込遅延

収入官吏は、現金又は証券を受領したときは、領収の日又はその翌日に日本銀行に払い込みしなければならないにもかかわらず、現金出納簿の記載が決裁されないなど事務処理手順が守られていないため払込遅延が発生しているので、基本的事務処理の徹底を図り、再発を防止すること。

(2) 署における問題

署における事務処理において、以下のような問題がみられたので、局による指導を徹底すること。

ア 収入官吏から物品管理官への現金領収証券等の請求手続は、文書により要求しなければならないにもかかわらず、口頭のみで行われていた。

イ 物品管理官から現金領収証券等の交付を受けたときは、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入漏れがみられた。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

佐伯労働基準監督署

平成20年7月23日実施

【是正指示事項】

年金業務関係

年金給付に係る入力処理においては、OCRが正しく決議書の内容を読み取っているか確認作業を行わなければならないにもかかわらず、これが行われていなかったことを原因とする基本権取消事案がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理を徹底すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

佐伯労働基準監督署

平成20年7月23日実施

【是正指示事項】

1 現金領収証書の請求

収入官吏から物品管理官への現金領収証書等の請求手続は、文書により要求しなければならないにもかかわらず、口頭のみで行われているので、不正事故防止の観点から請求行為の記録が残るよう文書により請求を行うこと。

2 現金領収証書の表紙

物品管理官から現金領収証書等の交付を受けたときは、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入漏れがみられたので、手引に基づき適正な事務処理を行うこと。

事 務 連 絡

平成20年9月1日

鹿児島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部労災管理課

主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年6月18日から20日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成20年10月10日(金)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考

注1 局署の順に記載すること。

2 是正改善状況については、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施計画の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務運営細目」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

署業務計画については、局による指導・調整の下、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、局実施計画において、依然として4月に策定することとしていたため、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署業務計画の策定が前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署への指示・指導

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、迅速・適正処理に関して次のような問題がみられたので、局実施計画の見直しと併せて、局による指導を徹底すること。

ア 調査計画書の作成

署長は、署長管理事案としての的確に進行管理を行う上で調査計画書が必要であるにもかかわらず、請求書受付から9か月経過しても調査計画書が作成されていない事案がみられた。

イ 処理経過簿の記載

局からの指示・指導事項については、保険給付の決定に重要な事項であ

るから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していない事案がみられた。

(2) 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項が履行されていない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、職員に当該文書を配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

さらに労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察実施後の措置

ア 監察終了の都度、局長等に対して口頭報告がなされなければならないにもかかわらず、労災補償課長にのみ行われていた状況がみられたので、局長等に対して口頭報告を実施すること。

イ 局長決裁を受け、局長名で是正改善指示文書を発出しなければならないにもかかわらず、労災補償課長決裁にとどまり、地方労災補償監察官名で当該文書を発出している状況がみられた。

このため、監察実施後の措置を決定する体制を見直すこと。

ウ 法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理については、署に対して文書により是正改善を指示すべきにもかかわらず、特段の理由もなく、口頭指導にとどまっている事案がみられた。

このため、監察の結果、是正改善を要する事案については、文書により是正改善指示を行い、期限を定めて是正改善状況を文書で報告させ、その状況を確認すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

鹿 児 島 労 働 局

平成20年6月18日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが不十分な状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

2 滞納処分の実施状況

滞納整理は、事務組合委託事業に対しても実施しなければならないにもかかわらず、事務組合委託事業については、何ら時効中断措置が執られず滞納整理が実施されていない状況がみられた。

このため、事務組合委託事業場に対しても個別事業場と同様に滞納整理を実施すること。

3 納付受託証券整理簿

再委託した受託証券が完結した場合には納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」表記をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印が押印されていないものがみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

中央労災補償業務監察結果

鹿児島労働基準監督署

平成20年6月19日実施

【是正指示事項】

1 事案の把握

局実施計画において、「脳・心臓疾患事案、精神障害等事案、石綿関連疾患事案及び多岐にわたる調査が必要な事案については、請求書受付後速やかに署長に報告すること」と定めているにもかかわらず、速やかに署長に報告されていない状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

2 調査計画書の作成

局実施計画において、「脳・心臓疾患事案、精神障害等事案、石綿関連疾患事案及び多岐にわたる調査が必要な事案については、遅滞なく署長を含めた署内会議等において組織的な検討を行った上で、「労災請求事案の調査計画・処理一覧」を策定すること」と定めているにもかかわらず、調査計画の検討に署長が参画していない状況がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。